

定 款

(令和5年3月1日改定)

株式会社 電通国際情報サービス

株式会社電通国際情報サービス

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社電通国際情報サービスと称し、英文では、Information Services International-Dentsu, Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1)コンピューターシステムと通信ネットワークを利用した各種情報の収集、分析、処理、情報提供サービス
- (2)ソフトウェアの開発、販売、リースおよび賃貸
- (3)コンピューターシステムの設計、開発および保守
- (4)コンピューターシステムの運営・管理の受託
- (5)電気通信工事、電気工事、建築工事、建築設備工事の設計、施工、監理および請負
- (6)情報機器の販売、リースおよび賃貸
- (7)電子決済処理、電子署名認証ならびに電子商取引に関するサービス
- (8)コンピューターシステムと通信ネットワークを利用した通信販売および配信サービス
- (9)出版物、印刷物、音・映像物の制作および販売
- (10)労働者派遣事業
- (11)前各号および下記の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
 - ア. 新商品の開発、設計の受託ならびにその生産過程の効率化・改善に関するコンサルティング業務
 - イ. 企業の経営政策、財務政策、株主政策、企業イメージに関する調査、コンサルティング
 - ウ. 委託を受けてする人事採用、考課、人事異動、福利厚生、健康管理、経歴、給与等の人事に関する業務の受託
 - エ. 委託を受けてする秘書、事務所・施設の管理、警備、文書管理、法的届出の事務代行等の総務に関する業務の受託
 - オ. 委託を受けてする出納、会計帳簿作成、資産管理、予算・決算等の経理・財務に関する業務の受託
 - カ. 委託を受けてする物品の仕入、在庫管理、仕入先の選定に関する業務
 - キ. 委託を受けてする企業活動に伴う見積書・契約書作成、受注管理、売掛管理、

請求に関する業務の受託

- ク. 広報に関する業務
 - ケ. 研修会・セミナーの企画および実施
 - コ. 労働者派遣事業
 - サ. 事務機器の販売、リースおよび賃貸
 - シ. 室内装飾、展示の施工、設計、管理および室内装飾品の制作、デザイン、製作および販売
 - ス. 一般貨物自動車運送事業
 - セ. 倉庫業
 - ソ. 不動産の売買、斡旋、仲介、賃貸および管理業
 - タ. 損害保険代理店業ならびに生命保険の募集に関する業務
 - チ. ファクタリング業、金融業、集金代行業
 - ツ. 就職に関するコンサルタント業
 - テ. 翻訳業
 - ト. 広告宣伝の企画、制作および販売
 - ナ. 前各号に関する調査、研究およびコンサルティング
- (12) 前各号に関する調査、研究、コンサルティングおよび教育・訓練ならびに技術者の派遣
- (13) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、196,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを、当会社に請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利
- (4)前条に規定する請求をする権利

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使の方法等および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第20条 当会社の取締役は、13名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第423条第1項に規定する取締役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

2 换算として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までと

する。

- 3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項に規定する監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31までの1年とする。

(期末配当金)

第46条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第48条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

<改定経歴>

昭和 50 年 12 月 11 日制定
昭和 63 年 11 月 28 日改定
平成 元年 12 月 26 日改定
平成 2 年 6 月 27 日改定
平成 5 年 6 月 25 日改定
平成 6 年 6 月 23 日改定
平成 9 年 6 月 25 日改定
平成 10 年 6 月 25 日改定
平成 12 年 6 月 27 日改定
(一部 同年 8 月 1 日施行)
平成 13 年 6 月 28 日改定
平成 14 年 6 月 25 日改定
平成 14 年 11 月 20 日改定
平成 15 年 6 月 25 日改定
平成 16 年 6 月 25 日改定
平成 17 年 6 月 28 日改定
平成 18 年 6 月 27 日改定
平成 19 年 6 月 26 日改定
平成 21 年 6 月 24 日改定
平成 27 年 6 月 23 日改定
令和 2 年 10 月 30 日改定
令和 4 年 3 月 23 日改定
令和 5 年 3 月 1 日改定